

# 千葉県知的障害者支援施設家族会連合会会則

## (略称 千葉知施連)

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、千葉県知的障害者支援施設家族会連合会(以下「本会」)という。

(事務局の所在地)

第 2 条 本会の事務局は、会長の所属する家族会に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、全ての知的障害者支援施設を利用する人の福祉の向上を図り、生活と権利を守ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 知的障害者に対する支援事業
- (2) 知的障害者の福祉のための啓発事業
- (3) 知的障害者に関する調査研究事業
- (4) 会員の研修事業
- (5) 施設における療育並びに運営の充実に関する支援事業
- (6) 関係機関並びに関係団体と連携した事業
- (7) 会員の交流・親睦に関する事業
- (8) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

### 第 2 章 会員及び支部

(会 員)

第 5 条 本会の会員とは、千葉県内の知的障害者支援施設家族会に所属する会員をいう。

(支 部)

第 6 条 本会は、各支援施設家族会を支部という。

6-2 各支部毎に支部長1名を置く。

6-3 支部長は各支部の会長もしくは支部の承認を受けた者とする。

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする知的障害者支援施設家族会は、別に定める入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

### 第 3 章 役 員

(役員の数)

- 第 8 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 幹事 5名以上10名以内
  - (4) 監事 2 名

(選 任)

- 第 9 条 幹事は支部長の中より総会において選出する。
- 9-2 会長、副会長は幹事の互選により選出する。
  - 9-3 監事は、会長が総会の同意を得て委嘱する。
  - 9-4 幹事会は、新役員推薦案を総会に提出することができる。

(職 務)

- 第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 10-2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する順序に従いその職務を行う。
  - 10-3 書記、会計は幹事の中から会長が指名する。
  - 10-4 幹事は、幹事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
  - 10-5 監事は、会計状況について監査する。

(任 期)

- 第 11 条 役員任期は、2年間とし、再任を妨げない。
- 11-2 欠員が生じた場合、選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧 問)

- 第 12 条 会長は、幹事会の同意を得て、顧問を置くことができる。
- 12-2 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第 4 章 会 議

(総 会)

- 第 13 条 通常総会は年1回開催する。
- 13-2 臨時総会は、幹事会が必要と認め招集を請求したとき及び、支部総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求をしたときに開催する。
  - 13-3 総会は、会長が招集する。
  - 13-4 総会は代議員制とする。
  - 13-5 代議員は各支部より1名ずつ選出する。
  - 13-6 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立する。
  - 13-7 総会の議長は、代議員の中より選出する。
  - 13-8 総会の議決は、出席した代議員の過半数の同意により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

- 第 14 条 幹事会は、必要に応じて開催する。
- 14-2 幹事会は、会長が招集する。
  - 14-3 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
  - 14-4 幹事会は、幹事総数の3分の2以上の出席により成立する。
  - 14-5 幹事会の議決は、出席した幹事の過半数の同意により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部長会)

第15条 支部長会は、必要に応じて会長が招集する。

(部 会)

第16条 総会及び幹事会の決定により、部会を置くことができる。

## 第5章 会計及び会費

(会 計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
17-2 予算、決算は、年度終了後3ヶ月以内に、幹事会の承認を得て総会に諮る。

(会 費)

第18条 会費は、支部会員一人につき年額600円とする。  
18-2 会費は、支部単位に一括して、毎年7月末までに納入する。  
18-3 会員数は毎年4月1日時点での人数とする。

## 第6章 その他

第19条 本会は、一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会と連携する。  
19-2 本会則は、総会に諮り、出席者の3分の2以上の同意により、変更することができる。

附 則 この会則は、平成18年6月9日から施行する。

- ◎ 平成20年4月1日 第10条・13条の一部改正
- ◎ 平成25年4月1日 表題・第1条・3条・5条・6条・7条・19条の一部改正
- ◎ 平成26年4月1日 第18条の一部改正

